

平成26年1月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 平成26年1月29日（水）午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 所沢市役所6階 602会議室

3 出席者〔委員〕大岩幹夫委員長、京谷圭子委員長職務代理者、吉本理委員、
中川奈緒美委員、寺本彰委員、内藤隆行教育長

〔事務局〕平野澄彦教育総務部長、川音孝夫学校教育部長、斉藤雅裕教育総務部次長、齋藤敏男学校教育部次長兼学校教育課長、北健志教育総務担当参事兼教育総務課長、北田賢司教育施設担当参事兼教育施設課長、横須賀邦子教育センター担当参事兼教育センター所長、浅野浩一社会教育課長、内堀耕介スポーツ振興課長、富田一成文化財保護課長、比留間嘉浩生涯学習推進センター所長、岸企子所沢図書館長、師岡林保健給食課長、市川雅美教育総務課主幹兼教育企画室長、海老沢康子スポーツ振興課主幹、沼田芳行学校教育課教育指導担当主幹兼健やか輝き支援室長、伊藤利裕生涯学習推進センター主査

〔書記〕鈴木明彦教育総務課副主幹、青木穂高教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 別添のとおり（3名）

6 開 会 本日の議事について議案第34号から議案第37号の4件。

7 議 題

議案第34号 所沢市就学支援委員会条例制定について

議案第35号 所沢市障害児就学支援委員会規則を廃止する規則制定について

資料に則り、齋藤学校教育部次長から説明がなされた。

以下、質疑。

(吉本委員)

条例においては、「障害児」という文言が無くなっているようですが、その理由を教えていただきたいと思います。また、障害のある学齢児童とは、どういう児童なのでしょう。

(齋藤学校教育部次長)

条例では、「障害児」という文言を無くしていますが、従来と特に内容が変更するというものではありません。また、就学支援委員会は、知的障害や自閉症・情緒障害児を対象としています。特別支援学校かそれより軽度の特別支援学級でよいのか、通常学級でも学習や生活に問題がないのか等を、就学支援委員会の中で判定し、その児童生徒に適切な就学先を判断しています。

(吉本委員)

入学時の判定について規定した条例であると思いますが、入学後に発達障害などが発覚するような場合もあり、この条例においては、入学後についても当てはまるのでしょうか。

(齋藤学校教育部次長)

小学校入学前に幼稚園や保育園から提出された書類により、面談を行ったり、訪問したりすることで判定することもあります。小中学校入学後においても、各学校の判断と保護者との相談で書類を提出していただき、同じように面談や相談、観察などを行って、適切な就学先を決定しています。入学時だけでなくどの学年においても、書類提出があれば判定を行っています。

(川音学校教育部長)

平成24年度の相談件数は、225件でした。そのうち、就学前は99件、小学校の児童は115件、中学校の生徒は11件でした。特に入学前に限って相談を受ける、というものではありません。

(吉本委員)

吃音障害のように、あまり把握されていない障害もあると思います。どういう障害を対象としているのか、規定しているものがあれば、より細かくそれぞれの障害に対して対応できると思います。相談を受ける側ではなく、見る側の教

師に対して、最低限把握しておくべき点を示した参考資料や補足資料を示すことや、教職員に対する指導やレクチャーを受ける体制はあるのでしょうか。

(齋藤学校教育部次長)

障害で最も多いのは、知的障害や情緒障害で、特別支援学級も知的や自閉・情緒に関わるクラスを多くの学校で設置しています。通級指導教室で言語関係のことば・きこえの教室などもあります。それらの中で、どれが就学先として適当なのかを判断するものです。就学支援委員は、特別支援学級の担任や、通級指導教室で難聴、言語を担当する者、通常学級の中でも障害を抱えている児童生徒を見ている特別支援教育コーディネーター、養護教諭などが、メンバーに入っています。様々な経験を有する人を、できる限り委員に任命しています。また、特別支援学級の委員において、能力を高めるための研修は、それぞれで行っています。就学支援委員会の中では、委員がお互いに臨床的な検証をしながら、経験を積んでいます。相談は、2人1組で行い、一人はベテランの委員であり、もう一人は未経験や経験の浅い委員でペアを組むことで、力量を高めています。

(内藤教育長)

障害のある子どもたちを支援する教室には、通常学級や、特別支援学級もあり、また、通常の学級に籍を置きながら通級指導を受けるケースや、特別支援学校に籍を置きながら、小中学校の通常の学級との交流をしながら学習活動を行うなど、様々な場面があります。公立の小中学校と特別支援学校のどちらに就学させるかは、学校教育法施行令に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害の中で、種類に応じて障害の程度の一定の基準が定められています。しかし、子どもによって障害の状況は異なり、また、保護者の意向もあります。その子がどの場で学ぶことが適切なのかということ、丁寧に相談に応じることで、適切な就学先を判定しています。一つの相談の機会としては、就学時健康診断における相談であり、そこでは、自分の子が障害を抱えているが、通常学級で学ばせたい、というような相談を受けます。いろいろな考え方やその子の様子で、就学先をいろいろ悩んだ結果、通常の学級を選択したが、小学校3年生になり特別支援が級を見学したところ、そちらの方が適当なのではないかと考えて、また相談が再開する例もあります。教育委員会としては、その

子に応じた適正な教育の場をいかに提供できるかを考えています。また、子どもや保護者の合意や動機付けが必要ですので、保護者の意見を尊重しながら、適切な就学相談に努めています。

(吉本委員)

条文だけではなかなか全体像が見えませんが、フォローをきちんとしていただいているようなので安心しました。

医師会が推薦する医師は、メンタル面での医師ですか。ある程度専門分野を限定して選出していただいているのでしょうか。それとも医師会に推薦をお任せして、選出しているだけなのでしょうか。

(齋藤学校教育部次長)

医師会からは3名推薦していただいておりますが、どちらかといえば、医師会に任せて選出していただいているという状況です。就学猶予など、様々な形で就学相談の適切なアドバイスを受けるために、メンタルの分野での医師の方がよいということであれば、医師会に対して選出する科の希望を出して選出していただくということも、今後考えていきたいと思えます。

(寺本委員)

障害児という文言が無くなったということによって、今までは就学支援委員会が抱えていた子の範疇からもう少し広げて、通常学級で学習するには困難な子どもたちや、通級が望ましいという子どもたちにも、声をかけられるようになったのではないかと私は思います。この議案が可決されるのであれば、ということも視野に入れて今後運用していけば、学校としてもいろいろな局面に対応できるのではないかと思います。

(中川委員)

委員の人数が70人以内ということで、増加しているようですが、これは相談件数が増加していることが原因となっているのでしょうか。

(齋藤学校教育部次長)

そのとおりです。件数が200件を超えており、1件の相談に対し、1度の面接で済むわけではなく、中には数回行うものもあります。平成25年度は、平成26年の1月現在で216件の相談があります。46人の委員が2人1組で相談を受けているので、平均すると1組あたり9.4件の相談件数になります。

1件あたり、5、6回の相談となると、それだけで年間50回程度になります。その他に自分たちの業務がある中で行っているのも、非常に大変な状況です。ここで、委員が仮に10人増加すれば、1組あたりの件数が7.7件に減少します。少しでも委員の負担を軽減したいと思っています。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し原案どおり可決された。

議案第36号 所沢市生涯学習推進センター運営協議会条例制定について

資料に則り、比留間生涯学習推進センター所長から説明がなされた。

以下、質疑。

(吉本委員)

条例ということなので、議会が議決することになると思います。これまでは規則ですので、規則の変更は教育委員会で採決して決定する流れになっていると思いますが、今後は教育委員会で採決したものを議会に提出して、議会の承認を経て条例の改正を行うと考えてよろしいですか。

(平野教育総務部長)

そのとおりです。市には、条例、規則、要綱などがありますが、市議会においては、条例を審議していただくことになります。現在は要綱で定めており、内部の基準を定めるという位置づけで実際の運営をしていますが、この運営協議会は生涯学習推進センターの核となる運営方針等を決めるものなので、地方自治法に規定されている附属機関、あるいはそれに準ずる機関に位置づけられると考えられるため、当然議会に諮って、条例を制定するべきものです。全庁的に、このような位置づけをしています。内容が変わるものではなく、位置づけが上位に上がるというものです。

(吉本委員)

第2条に「所沢市教育委員会の諮問に応じ・・・」とありますが、教育委員会が諮問をしても、最終決定者は議会という考え方でよろしいでしょうか。

(平野教育総務部長)

諮問は、第2条第1号及び第2号に規定されている、センターの運営方針に関すること、センターの事業の企画及び運営に関することについて行い、あくまでも教育委員会が諮問することになります。条例を制定することについては、

議会の承認が必要であり、改正するにも議会の承認が必要になりますが、条例の内容については、教育委員会が運営協議会に対して諮問し、答申を出していただくというものです。

(吉本委員)

この条例を基に、教育委員会が運用しても構わないということですか。

(平野教育総務部長)

そのとおりです。答申を参考に運営していくのが、教育委員会の主体性に任されていると理解しています。

(中川委員)

条例に規定されているような運営協議会は、現在もあるのでしょうか。

(比留間生涯学習推進センター所長)

現在もあります。

(平野教育総務部長)

附属機関というのは、教育委員会の中でも様々あり、生涯学習推進センター運営協議会が特殊な機関ということではありません。公民館運営審議会や文化財保護委員会、スポーツ推進審議会、所沢図書館運営協議会などのように、それぞれの分野での諮問機関の一つということになります。生涯学習推進センター運営協議会については、これまで要綱で設置していましたが、他の機関と同様に条例で設置するものです。

(中川委員)

他の機関は、既に法整備がされているということですか。

(平野教育総務部長)

そのとおりです。

(大岩委員長)

これで、全ての整備が終わるということによろしいですか。

(平野教育総務部長)

そのとおりです。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し原案どおり可決された。

て

資料に則り、浅野社会教育課長から説明がなされた。
質疑は特になし。

8 協議事項 なし

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の1月から4月までの主な行事予定について(教育総務課)

「所沢市議会一般質問答弁要旨 平成25年第4回(12月)定例会」について(教育総務課)

上山口中学校の重油流出について(教育施設課)

第67回成人のつどいについて(社会教育課)

第11回所沢市伝統芸能発表会について(文化財保護課)

第1回所沢市立学期制検討委員会報告について(学校教育課)

ノロウィルスの対策とインフルエンザの発生状況について(保健給食課)

学校給食展について(保健給食課)

以下、質疑。

(大岩委員長)

成人のつどいの感想を含めて、何かご意見はありますか。

(中川委員)

私は、新所沢地区の成人のつどいに出席しました。全体的にどの会場も出席者が多く、良かったのではないかと思います。しかし、残念に思ったのは、来賓の市議会議員が、国歌斉唱の際に起立をしなかったことです。目立つ位置だったので、とても気になりました。また、挨拶文は、雛形のようなものが用意されているのでしょうか。実際の挨拶では、ご自身の政治観をおっしゃっていて、こういう場ではどうなのかと思いました。

(浅野社会教育課長)

市議会代表の挨拶に関しては、教育委員会・議会事務局で雛形を用意しているものではありません。

(寺本委員)

自分の成人式も行ったことがなく、教え子の成人式についても、参加できる年とできない年があってはいけないと思い、参加したことがなく、今回、初めて出席しましたが、新成人が整然として、スピーチの際には顔を上げて耳を傾けている姿を見て、とても立派であると思いました。

(京谷委員長職務代理者)

私は、所沢中央公民館に行きましたが、今までで一番おとなしく、皆行儀よく、つつがなく式典が行われました。

インフルエンザについて、今年はA型、B型が流行しているようです。症状があまりはっきりしないままインフルエンザに感染しているということがありますので、学校においても気をつけて児童生徒を見てあげてほしいと思います。昨年は、予防接種したにもかかわらず、感染している方が多かったのですが、今年は予防接種をしていない方の感染の方が多いようです。

(吉本委員)

私は、三ヶ島地区に行ったのですが、三ヶ島特有の地域一体となった式典であったと思います。出席者はとてもおとなしく、地域特有の感じで、とても良かったと思います。

(大岩委員長)

私は、柳瀬地区に行きました。当たり前のことですが、整然としてきちんとできており、褒めようかと思ったぐらいです。

ノロウイルスについて、浜松市はパンの業者から感染したようですが、それを防ぐためにも、所沢市においては、食材の発注業者に対しても、予防を徹底するような通知を出してみてもいいかでしょうか。

(師岡保健給食課長)

パンについては、埼玉県学校給食会が指定した工場から納品されています。埼玉県学校給食会に確認したところ、それぞれに対して、衛生管理を徹底するよう伝えているとのことでした。また、野菜に関しては、週ごとに納入業者を決定しておりますが、その他の食材についても納品の際に衛生管理を徹底するよう、繰り返し伝えていきたいと思います。

(大岩委員長)

細かい予防というのは、内部だけでやっても、浜松市のようにどこで発生するかわかりませんので、是非よろしくお願いします。

(寺本委員)

学期制検討委員会の設置の時期、召集の時期は、現段階で決まっているのでしょうか。

(沼田学校教育課主幹)

設置の時期は、平成26年1月24日に、各委員に対し委嘱状を交付し、直ちに会議に入りました。任期内に3回の検討委員会を開催することを予定しています。次回は、平成26年2月19日を予定しています。

(寺本委員)

次回検討委員会は、2月の定例教育委員会会議の前日に開催されるようですが、その検討委員会の結果を2月定例会で報告していただけるのでしょうか。

(沼田学校教育課主幹)

そのとおりです。2月定例会において、報告ができると思います。

(寺本委員)

学期制検討委員会の設置要綱の第1条に、「学期制について検討を行う」とあります。12月議会の答弁で、近藤議員からの「3学期制については取り組んでいくことでよいのか。」という質問に対し、大岩委員長が「そのとおりです。」と答えているように、あくまでも新3学期制に向けての検討でよろしいでしょうか。プロジェクト会議の検討結果報告書に記載されている方向、つまり新たな枠組みについての3学期制の方向で検討するということによろしいですか。2学期制にするか、3学期制にするかに立ち返っての検討ではないことを、確認したいと思います。

(沼田学校教育課主幹)

検討委員会において、事務局からの経緯の説明の中で、「こうした背景を踏まえ、教育委員会としては2学期制のよさである授業時数の確保、ゆとりのある教育課程の編成等と、3学期制のよさである短いスパンでの評価をきめ細かく行い、学習状況をよりの確に把握できることを生かした、新しい枠組みの検討に入った」ということを話しました。委員ご指摘のとおり、「新たな枠組みと

しての学期制」の検討に入ったということです。

1 0 その他

・教育委員会 2月定例会：2月20日(木)午後 2時～ 602会議室

・教育委員会 3月定例会：市議会第1回(3月)定例会の開催日程と調整中

1 1 閉 会 午後2時30分